第８章　景観まちづくりの推進に向けて

８－１　景観保全･育成に取り組むための体制

(1) 高森町景観審議会の設置

高森町の景観に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議する機関として、高森町景観条例に基づく景観審議会を設置します。

＜景観審議会で審議が想定される事項＞

●景観計画の策定又は変更にかかる事項
●景観重点地区の指定に関する事項
●届出対象行為の景観保全･育成基準への適合に関する事項
●景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する事項
●表彰者の選考に関する事項
●その他、本町の景観施策に関する事項

(2) 景観形成住民団体の認定

町内において、景観まちづくりに寄与する活動を行う町民による団体の設立を推進し、高森町景観条例に基づき町が認定します。

認定された景観形成住民団体の活動に対して、高森町は支援できるものとします。

＜景観形成住民団体の認定要件＞

●団体の活動が、その区域の良好な景観の形成に有効であると認められること。
●活動区域内の町民の多数により組織されていると認められること。
●団体の活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。
●設立目的、活動区域、活動内容、構成員その他町長が必要と認める事項が記載された規約を有すること。

8－2 住民が主役の景観まちづくり

長野県では、地域住民が景観づくりのために自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に、景観育成住民協定として知事が認定を行う制度を設けています。

高森町では、「上市田区」と「牛牧区」の２つの地域が認定を受けて独自の景観まちづくりを行っています。

今後、他の地区においても独自の景観まちづくりを推進するため、住民協定制度の活用を推進するとともに、その活動を支援します。

＜高森町景観条例で定める景観形成住民協定の認定規定＞

認定要件	➢ 自治会、町内会等の区域その他景観形成に有効な一団の土地の区域を対象としていること。 ➢ 建築物等の形態、意匠、色彩の調和および敷地の緑化に関する事項を定めていること。 ➢ 区域の住民等のおおむね 3 分の 2 以上の合意によること。 ➢ 有効期限 が原則として 5 年以上であること。
定められること	■建築物等・・建物･工作物などの位置･規模･デザイン･色彩などに関すること ■屋外広告物・・広告物の規模･色彩･素材などに関すること ■緑　　化・・敷地や沿道の緑化･樹木の保存などに関すること ■自動販売機・・自動販売機の設置に関すること ■その他の事項・・その他、小公園の整備や美化清掃など景観育成に関すること ■協定の運営・・協定の名称･期間･運営組織･内容変更の手続きなどに関すること　など

＜「上市田区」及び「牛牧区」の住民協定＞

協　定　名	締結日	主な協定事項
上市田景観形成住民協定	平成14年2月20日	建築物の形態等の基準 屋外広告物の設置基準
緑豊かなまち『牛牧区景観形成住民協定』	平成16年11月24日	建築物の形態等の基準 史跡景観の保全

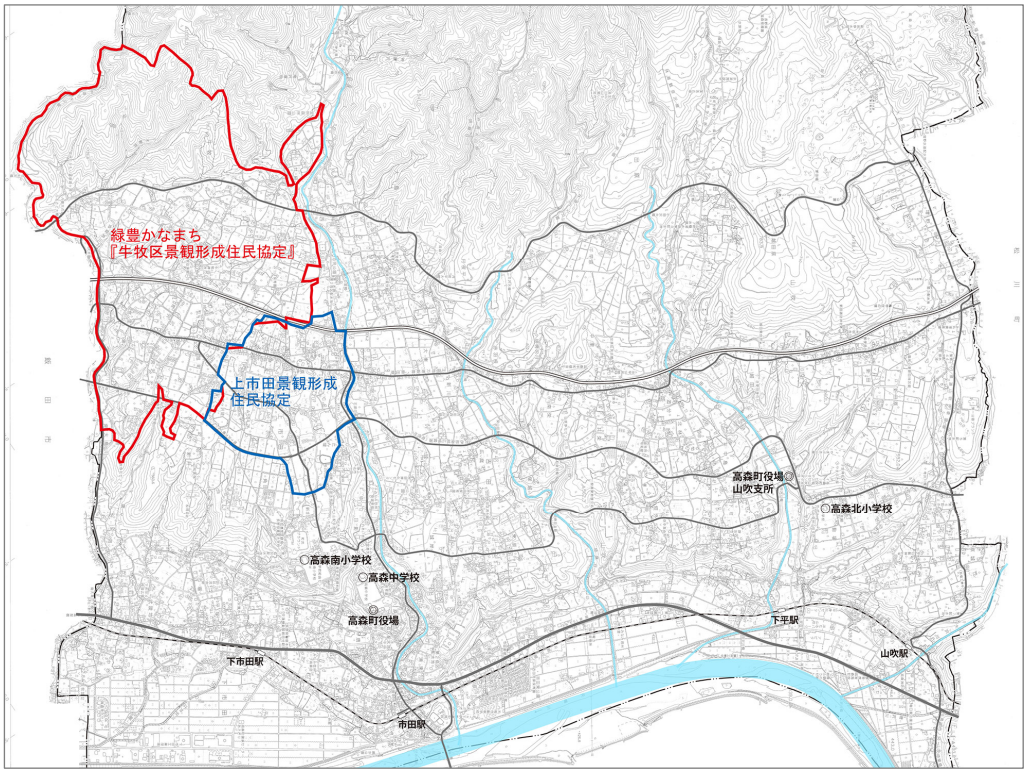

8－3 協働による景観育成の推進

(1) 景観への関心を高めるために

① 広報活動

広報紙や町公式ホームページ等で景観に関する情報発信を行います。

② 講演会・研修会等の開催

住民の皆様に景観への関心を高めていただくため、講演会や研修会等を開催します。

③ 表彰の実施

良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物、まちなみ、生け垣等の所有者・設計者・施工者等、景観まちづくり活動に貢献している個人又は団体について、景観審議会の意見を聴いた上で、町長が表彰します。

また表彰事例については、広報やホームページで広く紹介します。

④ 景観資源の発見、募集活動「こんないい景観あったか！もり」

住民や来訪者など町内外の人たちの目線で、町の魅力を見つめる（発掘する）取り組みを継続します。

(2) 景観まちづくり活動に対する支援

景観形成住民団体をはじめとした、良好な景観保全・育成に資する町民の景観まちづくりに関する活動に対して、景観条例に基づき、技術的支援や助成等ができるものとします。

なお、支援の対象となる活動としては、以下のものが想定されます。

- ●景観重点地区や景観づくり協定など、地域独自の景観ルールの検討
- ●住民に対する景観まちづくりの普及･啓発やイベント開催に関する活動
- ●景観に関する広報や情報提供に関する活動
- ●地区の緑化、景観資源の保全･活用、まちなみ形成に関する活動
- ●専門的技術や知識を有した専門家の委嘱、派遣　など